

「下請取引適正化推進月間」の実施について

令和6年10月9日

公正取引委員会

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の迅速かつ効果的な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っています。

そこで、本年度の下請取引適正化推進月間に当たり、以下のとおり、本年度のキャンペーン標語を決定するとともに、普及・啓発に係る取組を行います。あわせて、各都道府県、下請企業振興協会、事業者団体等に対して、本推進月間の実施に当たっての協力を要請します。

1 令和6年度 下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

賃上げと 労務費転嫁を 両輪に

2 主な取組

(1) 下請取引の適正化に関する普及・啓発

ア 下請取引適正化推進講習会テキストの配布

※詳細は別紙の1を参照

イ 新聞、雑誌、インターネット等を通じた広報

ウ 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、
商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、
事業者団体等の機関誌等を通じた広報

エ 公正取引委員会、都道府県、中小企業関係団体、 事業者団体等の施設におけるポスターの掲示

(2) 各種講習・広報動画の配信

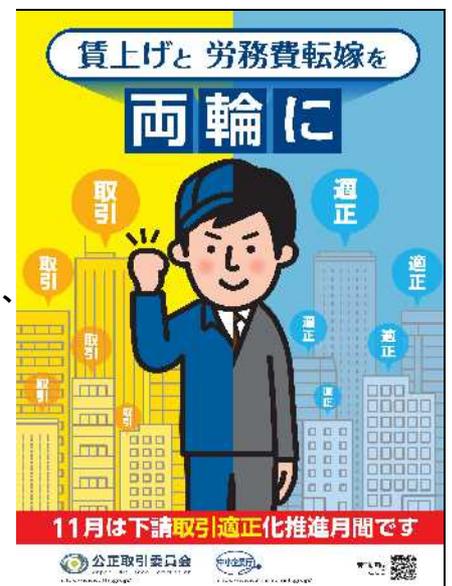
ア 「下請法基礎講習」新作動画の配信

イ 中小企業向け広報動画の配信

※詳細は別紙の2、3を参照

(3) そのほかの取組

別紙の4、5に記載の取組を実施



問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話 03-3581-3375（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

1 下請取引適正化推進講習会テキストの配布 ※11月申込受付開始予定です。

好評につき、今年も、最新版の下請法テキストを数量限定にて無料配付します（申込方法については、公正取引委員会のホームページ（（令和6年10月9日）令和6年度「下請取引適正化推進月間」の実施について）を御覧ください。）。

2 各種下請法講習

公正取引委員会では、次のような下請法講習を開催しています（下請法講習の実施予定等については、公正取引委員会のホームページ（講習会の御案内）を御覧ください。）。

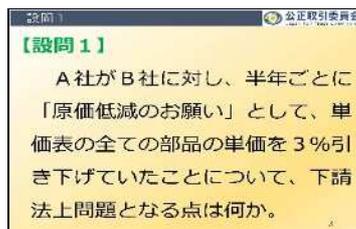
(1) 「基礎講習」 ※新作動画を配信します。

独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法についての基礎知識を取得することを希望する方を対象として、「基礎講習」を実施しています。



(2) 「応用講習」

下請法に関する基礎知識を有する方を対象として、具体的な事例研究を中心とする「応用講習」を実施しています。



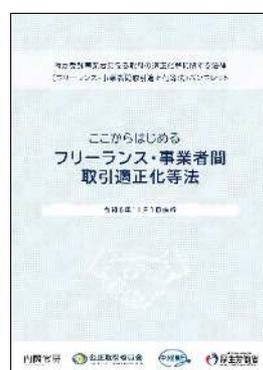
3 中小企業向け広報動画 ※新作動画を配信します。

公正取引委員会は、中小企業向けの広報にも積極的に取り組んでいます。本動画は、B to B取引における受注側企業の皆様を対象に取引の適正化を実現する上で知っていただきたい内容を紹介しています。



4 ガイドブック等

これらのほかにも、下請法等を御理解いただくために、ガイドブック、動画資料等を作成しています（詳細は公正取引委員会のホームページ（「各種パンフレット」及び「動画で分かる公正取引委員会」）を御覧ください。）。



5 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

公正取引委員会では、取引先から不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者等から下請法に関する相談を受け付ける「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置しています。

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

0120 - 060 - 110

【受付時間】 10:00～17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

